関 係 学 則 一 覧

	学則名	改正の有無		全文	変更事項を記載した書類	新旧対照表	頁
		医学部定員増に伴うもの	その他				
1	東北大学学部通則	有	無	○	○	○	2
2	東北大学学位規程	無	無	○	－	－	32
3	東北大学医学部規程	無	無	○	－	－	53
4	東北大学医学部医学科履修内規	無	無	○	－	－	62

○東北大学学部通則

昭和２７年１２月１８日
制定
改正　昭和２８年７月２１日
昭和２９年７月１日
昭和３０年１月２２日
昭和３０年７月１日
昭和３１年４月１日
昭和３２年３月２６日
昭和３２年４月２２日
昭和３２年６月２７日
昭和３３年４月１日
昭和３４年２月２１日
昭和３７年４月１７日規第４６号
昭和３８年５月１５日規第４３号
昭和３８年１１月１９日規第８２号
昭和３９年３月１７日規第２１号
昭和３９年９月２２日規第５８号
昭和４０年４月１６日規第３３号
昭和４１年３月１５日規第１９号
昭和４５年７月２１日規第５４号
昭和４７年４月１８日規第３８号
昭和４７年５月１６日規第７０号
昭和４８年３月２０日規第２０号
昭和４８年５月１５日規第４１号
昭和５０年４月１日規第３１号
昭和５２年３月１５日規第１６号
昭和５３年４月１８日規第３４号
昭和５３年９月１９日規第５２号
昭和５４年６月１２日規第４１号
昭和５４年１０月１６日規第５１号
昭和５７年４月２０日規第２４号
昭和６２年３月１７日規第１２号
昭和６３年２月１６日規第１１号
平成３年２月１９日規第７号
平成３年７月１６日規第５１号
平成３年１２月１６日規第７２号

平成５年４月１日規第６１号
平成７年７月１８日規第６９号
平成８年９月１７日規第９０号
平成９年１月２１日規第４号
平成１１年１月１９日規第３号
平成１１年７月１９日規第７９号
平成１１年１２月２１日規第８９号
平成１３年２月２０日規第５号
平成１３年１０月１６日規第１５６号
平成１５年２月１８日規第３号
平成１５年１０月１日規第１４８号
平成１５年１０月１４日規第１６８号
平成１６年４月１日規第８５号
平成１６年１０月２６日規第２９５号
平成１７年３月３１日規第２９号
平成１７年４月１日規第７３号
平成１７年９月２６日規第１６９号
平成１８年４月１日規第５９号
平成１８年７月２６日規第１２２号
平成１８年１０月２３日規第１３８号
平成１８年１２月２２日規第１７９号
平成１９年３月２９日規第３２号
平成１９年１２月４日規第１３９号
平成２０年３月３１日規第６５号
平成２１年３月３０日規第５４号
平成２２年３月３０日規第３１号
平成２３年３月３１日規第３８号
平成２４年４月６日規第４３号
平成２４年６月２５日規第８４号
平成２５年５月１６日規第８４号
平成２５年６月２５日規第８９号
平成２６年３月２５日規第３３号
平成２７年３月２３日規第２６号
平成２８年６月２３日規第６８号
平成２８年９月２７日規第７６号
平成２９年１月２４日規第３号
平成３０年３月２９日規第５２号

平成３１年３月２６日規第２８号
令和２年３月２８日規第３９号
令和２年７月７日規第６４号
令和３年３月３０日規第１７号
令和４年３月２９日規第３８号
令和５年３月２９日規第５２号
令和６年１月３０日規第３号
令和７年１月２３日規第１号
令和８年１月２７日規第７号
令和　年　月　日規第　号

東北大学学部通則

（昭３０年１月２２日・一部改正）

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第６条―第１７条）
第３章　休学（第１８条―第２０条）
第４章　転学、退学及び除籍（第２１条―第２３条）
第５章　教育課程及び履修方法（第２４条―第２６条の２）
第５章の２　他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第２６条の３―第２６条の５）
第５章の３　大学以外の教育施設等における学修（第２６条の６・第２６条の７）
第６章　卒業及び学位授与（第２７条・第２８条）
第７章　懲戒（第２９条）
第８章　授業料（第３０条―第３５条の２）
第９章　科目等履修生（第３６条―第４３条）
第１０章　特別聴講学生（第４４条―第４８条）
第１１章　学部入学前教育受講生（第４９条―第５２条）
第１２章　外国学生（第５３条・第５４条）
附則

第１章　総則

第１条　東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部　人文社会学科
教育学部　教育科学科
法学部　法学科
経済学部　経済学科、経営学科
理学部　数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科

医学部　医学科、保健学科

歯学部　歯学科

薬学部　創薬科学科、薬学科

工学部　機械知能・航空工学科、電気情報物理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科

農学部　生物生産科学科、応用生物化学科

２　学部の定員は、別表第１のとおりとする。

（昭３２年４月２２日・昭３８規４３・昭４０規３３・昭４５規５４・昭４７規７０・平１６規８５・平１８規５９・平１８規１７９・平２０規６５・平２７規２６・一部改正）

第１条の２　学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

（平１８規１７９・追加）

第２条　修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、４年とする。

２　医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、６年とする。

３　在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は６年から８年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は９年から１２年までの範囲で、各学部が定める。

（昭３０年１月２２日・昭３２年４月２２日・昭３３年４月１日・昭４０規３３・昭４７規７０・昭４８規２０・昭５４規４１・平５規６１・平１１規８９・平１５規１４８・平１６規８５・平１８規５９・一部改正）

第３条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（昭３８規４３・一部改正）

第４条　学年を分けて、次の２学期とする。

第１学期　４月１日から９月３０日まで

第２学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

第５条　定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

本学創立記念日　６月２２日

春季休業　４月１日から４月７日まで

夏季休業　７月１１日から９月１０日まで

冬季休業　１２月２５日から翌年１月７日まで

２　定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

３　春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

４　臨時休業日は、その都度定める。

（昭３８規４３・昭４７規７０・昭４８規２０・昭４８規４１・昭５４規４１・昭６２規１２・平５規６１・一部改正）

第２章　入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

（昭３０年１月２２日・全改、昭３２年４月２２日・昭４７規７０・一部改正、５規６１・全改）

第６条　入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから３０日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、第２学期の初めから３１日以内とすることがある。

３　再入学の時期は、その都度定める。

（昭３８規４３・昭４８規２０・昭５４規４１・平５規６１・平８規９０・平１１規８９・一部改正）

第７条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

三　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六　文部科学大臣の指定した者

七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（昭３８規４３・昭４８規２０・昭５３規５２・昭５４規５１・平３規７２・平１１規７９・平１３規５・平１５規１６８・平１８規５９・一部改正）

第８条　入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

２　入学試験については、別に定める。

（昭３０年１月２２日・旧第９条繰上、昭３２年４月２２日・昭５４規４１・一部改正）

第９条　本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

（昭３０年１月２２日・旧第１０条繰上・全改、昭３８規４３・昭４８規２０・昭５４規４１・一部改正）

第１０条　転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

（昭４７規７０・追加、昭５４規４１・一部改正、平５規６１・旧第１０条の２繰上）

第１１条　次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又

は編入学を許可することがある。

一　本学の学生で、転学部を志願するもの

二　本学又は修業年限４年以上の他の大学に２年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

三　我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限４年以上のものに限る。）に２年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号。以下「法」という。）第９０条第１項に規定する者に限る。）で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第９０条第１項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五　短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第９０条第１項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七　外国において、学校教育における１４年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１４年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九　我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第９０条第１項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十　前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

２　前項第１号から第３号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

（昭３０年１月２２日・全改、昭３２年４月２２日・昭３８規４３・昭４０規３３・昭４５規５４・昭４７規７０・昭４８規４１・昭５４規４１・平５規６１・平１１規３・平１３規５・平１３規１５６・平１７規１６９・平２０規６５・平２８規７６・一部改正）

第１１条の２　第８条第１項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生及び同条第２項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第２６条の５第１項、第２６条の６第１項及び第２６条の７第１項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与え

る単位数と合わせて６０単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

２　前項の認定は、各学部において行う。

（昭５４規４１・追加、平5規６１・平１１規８９・平１６規８５・平１７規７３・平１７規１６９・令2規３９・一部改正）

第１２条　第9条、第１０条又は第１１条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

２　前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

（昭３０年1月２２日・全改、昭３０年7月１日・昭３２年4月２２日・昭３８規４３・昭４７規７０・昭４８規２０・昭４８規４１・昭５４規４１・平5規６１・一部改正）

第１３条　入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

２　入学、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

（昭３０年1月２２日・昭３２年4月２２日・昭４８規２０・令3規１７・一部改正）

第１４条　入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

２　前項の検定料の額は、別表第２のとおりとする。

（昭２８年7月２１日・昭３０年1月２２日・昭３１年4月１日・一部改正、昭３２年3月２６日・全改、昭３２年6月２７日・昭３８規４３・昭４０規３３・昭４１規１９・昭４７規３８・昭４７規７０・昭４８規４１・昭５０規３１・昭５３規３４・昭５４規４１・昭６２規１２・平3規７・平3規５１・平5規６１・平１６規８５・一部改正）

第１５条　入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

２　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

３　第１項の入学料の額は、別表第２のとおりとする。

（昭２９年7月１日・全改、昭３０年1月２２日・昭３１年4月１日・昭３２年3月２６日・全改、昭３２年6月２７日・昭３８規４３・昭４０規３３・昭４１規１９・昭４７規３８・昭４７規７０・昭４８規４１・昭５０規３１・昭５２規１６・平１５規3・平１６規８５・一部改正）

第１５条の２　特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

２　前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（昭５２規１６・追加、昭６２規１２・平１５規３・一部改正）

第１６条　納付した検定料及び入学料は、返付しない。

２　前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行

い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第１段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第１４条に規定する検定料のうち第２段階目の選抜に係る額を返付する。

３　第１項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第１４条に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

（昭４７規７０・昭４８規２０・昭５０規３１・昭６２規１２・昭６３規１１・平１５規３・平１６規８５・平１８規１３８・平２６規３３・令２規６４・一部改正）

第１７条　入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

２　前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

（昭２９年７月１日・全改、昭３０年１月２２日・一部改正）

第３章　休学

第１８条　病気その他の事故により引き続き３月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

２　休学の期間は、引き続き１年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、１年を超えて許可することがある。

３　休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、２年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により２年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

４　医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、３年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により３年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

５　休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

（昭３０年７月１日・昭３８規４３・昭４８規２０・昭５４規４１・平５規６１・平１６規８５・平１８規５９・一部改正）

第１９条　病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

２　休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

（昭３０年７月１日・一部改正）

第２０条　休学が引き続き３月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

（昭３０年７月１日・一部改正）

第４章　転学、退学及び除籍

（昭４７規７０・一部改正）

第２１条　他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

（昭４７規７０・一部改正）

第２２条　退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

（昭４７規７０・一部改正）

第２３条　次の各号の一に該当する者は、除籍する。

一　病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者

二　第２条第３項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者

三　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、３分の２の額、半額、３分の１の額若しくは４分の１の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

四　授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

五　第１８条第３項又は第４項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

（昭３０年7月１日・昭３３年4月１日・昭３８規４３・昭４８規４１・昭５２規１６・平5規６１・平１５規３・平１６規８５・令４規３８・令６規３・一部改正）

第５章　教育課程及び履修方法

（昭４７規７０・全改）

第２４条　教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一　全学教育科目

二　専門教育科目

三　教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）

四　前三号に掲げる以外の科目

２　前項第１号に定める全学教育科目及び第２号に定める専門教育科目のうち、大学設置基準第８条第１項に規定する主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となるものについては、各学部が定める。

３　主要授業科目は、原則として、大学設置基準第８条第１項に規定する基幹教員に担当させるものとする。

（昭４７規７０・一部改正、平5規６１・全改、平１１規８９・平１６規８５・平３１規２８・令６規３・一部改正）

第２４条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（平１６規８５・追加）

第２４条の３　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

一　講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲の時間の授業をもって１単位とする。

三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

（平１６規８５・追加、平１９規１３９・令６規３・一部改正）

第２４条の４　１学年の授業を行う期間は、３５週にわたることを原則とする。

（平１６規８５・追加、令５規５２・一部改正）

第２４条の５　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、１０週又は１５週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（平１６規８５・追加、平２５規８９・令５規５２・一部改正）

第２４条の６　各学部は、授業の方法及び内容、１学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

（平１９規１３９・追加）

第２４条の７　各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１学年又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

２　各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

（平１６規８５・追加、平１９規１３９・旧第２４条の６繰下）

第２５条　授業科目を履修した者には、試験その他の各学部が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

（昭４７規７０・昭４８規２０・平５規６１・令５規５２・一部改正）

第２６条　学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

（昭４７規７０・昭５７規２４・平５規６１・一部改正）

第２６条の２　この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

（平１６規８５・追加）

第５章の２　他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

（昭４８規２０・章名追加、昭５７規２４・平１１規８９・平１３規１５６・全改、平１６規８５・一部改正）

第２６条の３　学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の

大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

２　前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

３　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

（昭５７規２４・追加、平５規６１・平１１規８９・平１３規１５６・一部改正、平１６規８５・旧第２６条の２繰下、平１７規１６９・一部改正）

第２６条の４　学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

３　留学の期間は、在学年数に算入する。

４　第１項及び第２項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

（昭４８規２０・追加、昭５４規４１・一部改正、昭５７規２４・旧第２６条の２繰下、平５規６１・平１１規８９・平１３規１５６・一部改正、平１６規８５・旧第２６条の３繰下・一部改正）

第２６条の５　第２６条の３第１項及び第２項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第１項及び第４項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

２　前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第１１条の２第１項、次条第１項及び第２６条の７第１項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて６０単位とする。

（昭４８規２０・追加、昭５７規２４・旧第２６条の３繰下・一部改正、平５規６１・全改、平１１規８９・平１３規１５６・一部改正、平１６規８５・旧第２６条の４繰下・一部改正）

第５章の３　大学以外の教育施設等における学修

（平１１規３・追加）

第２６条の６　学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

２　前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第１１条の２第１項、前条第１項及び次条第１項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える

単位数と合わせて６０単位を限度とする。

（平１１規３・追加、平１１規８９・平１３規５・一部改正、平１６規８５・旧第２６条の５繰下）

第２６条の７　入学する前に学生が行った前条第１項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

２　前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第１１条の２第１項、第２６条の５第１項及び前条第１項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて６０単位を限度とする。

（平１１規３・追加、平１１規８９・一部改正、平１６規８５・旧第２６条の６繰下・一部改正）

第６章　卒業及び学位授与

（平３規５１・一部改正）

第２７条　本学に第２条第１項又は第２項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

２　前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に３年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１４９条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

３　第１項の規定による卒業に必要な単位のうち、第２４条の２第２項に規定する授業の方法により修得する単位数は、６０単位を限度とする。ただし、卒業に必要な単位数が１２４単位（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては１８８単位、薬学部薬学科にあっては１８６単位）を超える場合は、その超える単位数に相当する単位数を６０単位に加えた単位数を限度とする。

４　第１項及び第２項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部　学士（文学）
教育学部　学士（教育学）
法学部　学士（法学）
経済学部　学士（経済学）
理学部　学士（理学）
医学部　学士（医学、看護学又は保健学）
歯学部　学士（歯学）
薬学部　学士（創薬科学、薬学）
工学部　学士（工学）
農学部　学士（農学）

（昭３０年７月１日・昭３３年４月１日・昭３８規４３・一部改正、昭４７規７０・全改、

昭４８規２０・平３規５１・平５規６１・平１１規８９・平１５規１４８・平１６規８５・平１８規５９・平２０規６５・令５規５２・一部改正）

第２８条　この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和３０年１月１日制定）の定めるところによる。

（昭３２年４月２２日・昭３３年４月１日・昭３８規４３・昭４０規３３・昭４５規５４・昭４７規７０・一部改正、平３規５１・全改）

第７章　懲戒

第２９条　本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

２　懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

３　停学３月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

（昭３８規４３・昭３９規２１・昭４７規７０・一部改正）

第８章　授業料

（昭３２年３月２６日・全改）

第３０条　授業料の額は、別表第２のとおりとする。

２　授業料は、第１学期及び第２学期の２期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の２分の１に相当する額とする。

３　前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第１学期にあっては５月、第２学期にあっては１１月に納付しなければならない。ただし、第２学期に係る授業料については、第１学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

（昭３１年４月１日・一部改正、昭３２年３月２６日・全改、昭３８規４３・昭４７規３８・昭４８規４１・昭５０規３１・昭５２規１６・一部改正、昭６２規１２・全改、平３規７・平１６規８５・平１９規３２・令３規１７・一部改正）

第３１条　第１学期又は第２学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の１２分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

（昭３１年４月１日・一部改正、昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭４８規４１・全改）

第３２条　学年の中途で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第１学期の在学期間に係る授業料については５月（４月に卒業する見込みの者にあっては、４月）に、第２学期の在学期間に係る授業料については１１月（１０月に卒業する見込みの者にあっては、１０月）に納付しなければならない。

（昭２８年７月２１日・昭３０年７月１日・昭３１年４月１日・一部改正、昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭４８規４１・全改、令３規１７・一部改正）

第３３条　退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、

その期の授業料を納付しなければならない。

２　停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

（昭３２年３月２６日・全改）

第３４条　経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

２　前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

（昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭４８規４１・全改）

第３５条　納付した授業料は、返付しない。

２　前項の規定にかかわらず、第３０条第３項ただし書の規定により第１学期及び第２学期に係る授業料を併せて納付した者が、第２学期の初めまでに休学し、又は第１学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第２学期に係る授業料相当額を返付する。

（昭３２年３月２６日・全改、昭４７規７０・昭４８規２０・昭６２規１２・平３規５１・平１６規８５・平１９規３２・令３規１７・一部改正）

第３５条の２　この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（昭３２年３月２６日・追加、昭３８規４３・一部改正）

第９章　科目等履修生

（平５規６１・全改）

第３６条　各学部の授業科目中、１科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（昭３０年７月１日・昭３８規４３・昭３９規５８・昭４８規２０・昭５４規４１・平５規６１・平３０規５２・一部改正）

第３７条　科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

（昭３８規４３・昭４８規２０・平５規６１・一部改正）

第３８条　科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

（平５規６１・一部改正）

第３９条　科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

２　検定料の額は、別表第２のとおりとする。

（昭３１年４月１日・昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭４１規１９・昭４７規３８・昭５０規３１・平５規６１・平１６規８５・一部改正）

第４０条　科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

２　前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

３　入学料の額は、別表第２のとおりとする。

（昭２９年７月１日・全改、昭３１年４月１日・昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭

４１規１９・昭４７規３８・昭５０規３１・平５規６１・平１６規８５・一部改正）

第４１条　科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

２　授業料の額は、別表第２のとおりとする。

（昭３１年４月１日・昭３２年３月２６日・昭３８規４３・昭４７規３８・昭５０規３１・平５規６１・一部改正、平１６規８５・全改）

第４２条　科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

（昭４８規２０・平５規６１・一部改正）

第４３条　本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

（昭３８規４３・平５規６１・一部改正）

第１０章　特別聴講学生

（昭４８規２０・全改）

第４４条　他の大学、短期大学若しくは高等専門学校の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

（昭３０年７月１日・昭３８規４３・一部改正、昭４８規２０・全改、昭４８規４１・昭５７規２４・平５規６１・平７規６９・平１３規５・平１６規８５・平１６規２９５・平１７規１６９・平１８規５９・一部改正）

第４５条　特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

２　外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

（昭４８規２０・全改、昭５４規４１・昭５７規２４・平５規６１・平７規６９・平１６規２９５・平１７規１６９・一部改正）

第４６条　特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

（昭３１年４月１日・昭３２年３月２６日・昭４８規２０・昭５０規３１・一部改正）

第４６条の２　次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一　国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生

二　大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生

三　大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

（昭５７規２４・追加、平３規５１・全改、平７規６９・平９規４・平１１規８９・平１６規８５・平１８規１２２・平２８規６８・令２規３９・一部改正）

第４７条　特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第２のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

（昭３８規４３・一部改正、昭４８規２０・全改、昭５０規３１・昭５７規２４・平３規５１・平５規６１・平７規６９・平９規４・平１６規８５・令２規３９・一部改正）

第４８条　本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

（昭２９年７月１日・全改、昭３１年４月１日・昭３２年３月２６日・一部改正、昭４８規２０・全改、昭５７規２４・一部改正）

第１１章　学部入学前教育受講生

（平２９規３・追加）

第４９条　各学部の入学前教育（第６条第１項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。）の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

（平２９規３・追加）

第５０条　学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

（平２９規３・追加）

第５１条　学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

（平２９規３・追加）

第５２条　本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

（平２９規３・追加）

第１２章　外国学生

（平２９規３・旧第１１章繰下）

第５３条　外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

２　外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

３　外国学生は、定員外とすることがある。

（昭２９年７月１日・昭４８規４１・平１６規８５・平２４規８４・一部改正、平２９規３・旧第５２条繰下）

第５４条　国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第１４条、第１５条第１項及び第３０条第１項の規定にかかわらず、徴収しない。

（昭４８規４１・全改、昭５０規３１・平１６規８５・一部改正、平２９規３・旧第５３条繰下）

附　則

1　この通則は、昭和２７年１２月１８日から施行し、昭和２４年6月１日から適用する。ただし、第３０条、第３１条第３項、第３２条第４項、第３９条、第４０条、第４１条、第４６条、第４８条および第５０条の規定は、昭和２７年４月１日から適用する。

（昭３７規４６・一部改正）

附　則（昭和２８年7月２１日改正）

この通則は、昭和２８年7月２１日から施行する。

附　則（昭和２９年7月１日改正）

この通則は、昭和２９年7月１日から施行する。

附　則（昭和３０年1月２２日改正）

1　この通則は、昭和３０年４月１日から施行する。

2　この通則施行の際、現に従前の規定による医学部に在学している者は、この通則による医学部専門課程に在学している者とする。

3　昭和３１年3月３１日までに従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、第7条の規定にかかわらず、昭和３１年度までは、この通則による医学部専門課程に従前の例によって入学することができる。

4　昭和３１年3月３１日までに、従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、昭和３２年度以後においては、この通則による医学部専門課程に、第１１条の規定により転入学又は編入学することができる。

附　則（昭和３０年7月１日改正）

この通則は、昭和３０年7月１日から施行し、昭和３０年４月１日から適用する。ただし、第３２条第３項の規定は、昭和３０年度第２期分の授業料の徴収猶予から適用する。

附　則（昭和３１年４月１日改正）

1　この通則は、昭和３１年４月１日から施行する。

2　昭和３０年度以前に入学、転入学、編入学及び転学部した者の授業料及び研究料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則（昭和３２年3月２６日改正）

この通則は、昭和３２年４月１日から施行する。

附　則（昭和３２年４月２２日改正）

この通則は、昭和３２年４月１日から施行する。

附　則（昭和３２年6月２７日改正）

この通則は、昭和３２年6月２７日から施行し、昭和３２年４月１日から適用する。

附　則（昭和３３年４月１日改正）

1　この通則は、昭和３３年４月１日から施行する。

2　従前の規定による教育学部２年課程は、この通則にかかわらず、昭和３２年度以前に入学した者が在学する間は、従前の規定による教育学部２年課程として存続するものとし、その学修、試験及び修了等については、なお、従前の例による。

附　則（昭和３４年２月２１日改正）

この通則は、昭和３４年４月１日から施行する。

附　則（昭和３７年４月１７日規第４６号改正）

この通則は、昭和３７年４月１日から施行する。

附　則（昭和３８年５月１５日規第４３号改正）

１　この通則は、昭和３８年５月１５日から施行し、昭和３８年４月１日から適用する。

２　この通則施行の際現に在学する学部学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

３　この通則施行の際現に在学する学部聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和３８年４月１日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和３８年１１月１９日規第８２号改正）

この通則は、昭和３８年１１月１９日から施行し、昭和３８年１０月１日から適用する。

附　則（昭和３９年３月１７日規第２１号改正）

この通則は、昭和３９年４月１日から施行する。

附　則（昭和３９年９月２２日規第５８号改正）

この通則は、昭和３９年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４０年４月１６日規第３３号改正）

この通則は、昭和４０年４月１６日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。

附　則（昭和４１年３月１５日規第１９号改正）

この通則は、昭和４１年４月１日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和４２年度以後に入学、再入学、転学科（医学科専門課程への転学科に限る。）、転学部（医学部医学科および歯学部以外の学部から医学部医学科専門課程又は歯学部専門課程への転学部に限る。）、転入学又は編入学する者から適用する。

附　則（昭和４５年７月２１日規第５４号改正）

この通則は、昭和４５年７月２１日から施行し、昭和４５年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年４月１８日規第３８号改正）

１　この通則は、昭和４７年４月１８日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

２　昭和４７年４月１日前から引き続き在学している学部学生に係る授業料の額は、改正後の第３０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　昭和４７年４月１日以後において再入学、転入学又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第３０条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

４　昭和４７年度において入学した学部学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第３０条の規定にかかわらず、２４，０００円とし、第１学期にあっては６，０００円を、第２学期にあっては１８，０００円を徴収する。

５　昭和４７年４月１日前から引き続き在学している学部聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和４７年４月１日以後のもの

を除く。）が満了するまでの間は、改正後の第４１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

６　昭和４７年度において入学した学部聴講生（昭和４７年４月１日前から引き続き在学している者であって、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和４７年４月１日以後であるものを含む。）から徴収する同年度に係る１単位分の授業料の額は、改正後の第４１条の規定にかかわらず、第１学期にあっては４００円とし、第２学期にあっては１，２００円とする。ただし、単位の修得に第１学期及び第２学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る１単位分の授業料の額は、第１学期の１単位分の授業料の額の２分の１に相当する額及び第２学期の１単位分の授業料の額の２分の１に相当する額を合わせた額とする。

７　昭和４７年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第１５条第１項及び第４０条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

８　昭和４７年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る入学検定料の額は、改正後の第１４条及び第３９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和４７年５月１６日規第７０号改正）

１　この通則は、昭和４７年５月１６日から施行し、昭和４７年５月１日から適用する。

２　昭和４７年４月３０日に医学部の前期課程又は医学部薬学科若しくは医学部製薬化学科の後期課程の学生であった者は、同年５月１日以後は、それぞれ、薬学部の前期課程又は薬学部薬学科若しくは薬学部製薬化学科の後期課程の学生となるものとする。

３　前項の規定により薬学部の学生となった者の、医学部における在学期間は、薬学部における在学期間とみなし、医学部において修得した授業科目及び単位は、薬学部において修得したものとみなす。

附　則（昭和４８年３月２０日規第２０号改正）

この通則は、昭和４８年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年５月１５日規第４１号改正）

この通則は、昭和４８年５月１５日から施行し、この通則による改正後の第５条第１項の規定は、昭和４８年４月１２日から適用する。

附　則（昭和５０年４月１日規第３１号改正）

この通則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年３月１５日規第１６号改正）

この通則は、昭和５２年３月１５日から施行する。

附　則（昭和５３年４月１８日規第３４号改正）

この通則は、昭和５３年４月１８日から施行する。

附　則（昭和５３年９月１９日規第５２号改正）

この通則は、昭和５３年９月１９日から施行する。

附　則（昭和５４年６月１２日規第４１号改正）

１　この通則は、昭和５４年６月１２日から施行する。

２　昭和５４年度の再入学に係る検定料の額は、改正後の第１４条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和５４年１０月１６日規第５１号改正）

この通則は、昭和５４年１０月１６日から施行する。

附　則（昭和５７年４月２０日規第２４号改正）

この通則は、昭和５７年４月２０日から施行する。

附　則（昭和６２年３月１７日規第１２号改正）

この通則は、昭和６２年３月１７日から施行する。

附　則（昭和６３年２月１６日規第１１号改正）

この通則は、昭和６３年２月１６日から施行する。

附　則（平成３年２月１９日規第７号改正）

この通則は、平成３年２月１９日から施行する。

附　則（平成３年７月１６日規第５１号改正）

この通則は、平成３年７月１６日から施行し、改正後の第２７条及び第２８条の規定は、平成３年７月１０日から適用する。

附　則（平成３年１２月１６日規第７２号改正）

この通則は、平成３年１２月１６日から施行する。

附　則（平成５年４月１日規第６１号改正）

１　この通則は、平成５年４月１日から施行する。

２　改正前の第１条の２の規定は、この通則にかかわらず、平成６年３月３１日まで適用するものとする。

３　平成５年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成５年４月１日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学又は編入学する者の取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成６年４月１日以降は、改正前の第２６条の２及び第２６条の３第１項中「各学部又は教養部」とあるのは「各学部」と、第２６条の４第１項中「各学部規程又は教養部規程」とあるのは「各学部規程」と読み替えるものとする。

４　平成５年３月３１日において現に聴講生として在学する者で、平成５年４月１日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成７年７月１８日規第６９号改正）

この通則は、平成７年７月１８日から施行する。

附　則（平成８年９月１７日規第９０号改正）

この通則は、平成８年９月１７日から施行する。

附　則（平成９年１月２１日規第４号改正）

この通則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年１月１９日規第３号改正）

この通則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年７月１９日規第７９号改正）

この規程は、平成１１年７月１９日から施行する。

附　則（平成１１年１２月２１日規第８９号改正）

１　この通則は、平成１２年４月１日から施行する。
２　改正後の第２７条第２項の規定は、この通則の施行の日前から引き続き本学に在学する者（同日前に本学又は他の大学に在学し、同日以後に本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

附　則（平成１３年２月２０日規第５号改正）

この通則は、平成１３年４月１日から施行し、改正後の第７条第３号から第６号まで、第１１条第１項第４号及び第２６条の５第１項の規定は、平成１３年１月６日から適用する。

附　則（平成１３年１０月１６日規第１５６号改正）

この通則は、平成１３年１０月１６日から施行する。

附　則（平成１５年２月１８日規第３号改正）

この通則は、平成１５年４月１日から施行し、改正後の第１５条第１項、第１５条の２及び第２３条第３号の規定は、平成１５年度に入学、再入学（第１学期の初めにおける再入学に限る。）、転学部（医学部及び歯学部以外の学部から医学部又は歯学部への転学部に限る。）、転入学又は編入学を許可された者から適用する。

附　則（平成１５年１０月１日規第１４８号改正）

この通則は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１５年１０月１４日規第１６８号改正）

この通則は、平成１５年１０月１４日から施行する。

附　則（平成１６年４月１日規第８５号改正）

１　この通則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　工学部の資源工学科及び原子核工学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成８年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
３　文学部の文学科国文学専攻、中国文学専攻、英文学専攻、英語学専攻、ドイツ文学専攻及びフランス文学専攻、日本語学科言語学専攻、国語学専攻及び日本語教育学専攻、哲学科哲学専攻、倫理学専攻、美学・西洋美術史専攻、宗教学宗教史専攻、印度学仏教史専攻及び中国哲学専攻、社会学科社会学専攻、行動科学専攻、文化人類学専攻及び心理学専攻、史学科国史専攻、東洋史専攻、西洋史専攻、日本思想史専攻、東洋・日本美術史専攻及び考古学専攻は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成９年３月３１日に当該学科及び専攻に在学するものが当該学科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
４　教育学部の教育学科及び教育心理学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成１０年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
５　薬学部の薬学科及び製薬化学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成１１年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
６　工学部の機械知能工学科、機械電子工学科、機械航空工学科、地球工学科、量子エネルギー工学科、電気工学科、通信工学科、電子工学科、情報工学科、応用物理学科、分子化学工学科、生物化学工学科、金属工学科、材料物性学科、材料加工学科、土木工学科及び建築学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学

しなくなる日までの間、存続するものとする。

7　平成１５年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の休学期間については、改正後の第１８条第３項及び第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　平成１１年3月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１１年4月１日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る授業料の額は、第３０条第１項の規定にかかわらず、この通則の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和３６年文部省令第９号）の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附　則（平成１６年１０月２６日規第２９５号改正）

この通則は、平成１６年１０月２６日から施行し、改正後の第４４条及び第４５条第２項の規定は、平成１６年１０月１日から適用する。

附　則（平成１７年3月３１日規第２９号改正）

1　この通則は、平成１７年4月１日から施行する。

2　平成１１年3月３１日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第２の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成１６年文部科学省令第１５号）による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和３９年文部省令第１１号）の定めるところにより適用されていた額とする。

附　則（平成１７年4月１日規第７３号改正）

この通則は、平成１７年4月１日から施行する。

附　則（平成１７年9月２６日規第１６９号改正）

この通則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年4月１日規第５９号改正）

1　この通則は、平成１８年4月１日から施行する。

2　薬学部の総合薬学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成１８年3月３１日に当該学科に在学する者（以下「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学者並びに平成１８年4月１日以後に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学及び編入学する者の修業年限、休学期間、卒業の認定及び学位授与については、改正後の第２条、第１８条第３項及び第４項並びに第２７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１８年7月２６日規第１２２号改正）

この通則は、平成１８年7月２６日から施行する。

附　則（平成１８年１０月２３日規第１３８号改正）

この通則は、平成１８年１０月２３日から施行し、改正後の第１６条第３項の規定は、平成１９年度における入学を志願する者から適用する。

附　則（平成１８年１２月２２日規第１７９号改正）

1　この通則は、平成１９年4月１日から施行する。

2　工学部の電気情報・物理工学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成１９年3月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成１９年３月２９日規第３２号改正）

この通則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月４日規第１３９号改正）

この通則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規第６５号改正）

１　この通則は、平成２０年４月１日から施行し、改正後の第１１条第１項第３号、第５号及び第８号並びに第２７条第２項の規定は、平成１９年１２月２６日から適用する。

２　理学部の地球物質科学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２１年３月３０日規第５４号改正）

改正　平成２２年３月３０日規第３１号
平成２３年３月３１日規第３８号
平成２４年４月６日規第４３号
平成２５年５月１６日規第８４号
平成３０年３月２９日規第５２号
令和２年３月２８日規第３９号
令和４年３月２９日規第３８号
令和５年３月２９日規第５２号
令和６年１月３０日規第３号
令和７年１月２３日規第１号
令和８年１月２７日規第７号
令和　年　月　日規第　号

１　この通則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第１医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１４年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785	800	810	810	791	772	753	734
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135	135	135	135	116	116	116	116

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収容定員	715	697	698	699	688	677	666	654	642
入学定員	116	117	117	117	105	105	105	105	105

（平２２規３１・平２３規３８・平２４規４３・平２５規８４・平３０規５２・令２規３９・令４規３８・令５規５２・令６規３・令７規１・令８規７・一部改正）

附　則（平成２２年３月３０日規第３１号改正）

この通則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日規第３８号改正）

この通則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日規第４３号改正）

この通則は、平成２４年４月６日から施行し、改正後の附則第２項の表の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年６月２５日規第８４号改正）

この通則は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２５年５月１６日規第８４号改正）

この規程は、平成２５年５月１６日から施行し、改正後の附則第２項の表の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年６月２５日規第８９号改正）

この通則は、平成２５年６月２５日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日規第３３号改正）

この通則は、平成２６年４月１日から施行し、改正後の第１６条第２項及び別表第２備考第１項の規定は、平成２７年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附　則（平成２７年３月２３日規第２６号改正）

１　この通則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　工学部の情報知能システム総合学科は、改正後の第１条の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２８年６月２３日規第６８号改正）

１　この通則は、平成２８年６月２３日から施行し、改正後の別表第２備考１の規定は、平成２９年１０月の入学に係る選抜から適用する。

２　東北大学国際学士コースの入学者選抜試験に係る検定料の徴収に関する規程（平成２４年規第９１号）は、廃止する。

附　則（平成２８年９月２７日規第７６号改正）

この通則は、平成２８年９月２７日から施行する。

附　則（平成２９年１月２４日規第３号改正）

この通則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２９日規第５２号改正）

この通則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２６日規第２８号改正）

１　この通則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３０年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第２４条第３号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月２８日規第３９号改正）

この通則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年７月７日規第６４号改正）

この通則は、令和２年７月７日から施行する。

附　則（令和３年３月３０日規第１７号改正）

この通則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２９日規第３８号改正）

この通則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日規第５２号改正）

この通則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月３０日規第３号改正）

この通則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１月２３日規第１号改正）

この通則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月２７日規第７号改正）

この通則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和　年　月　日規第　号改正）

この通則は、令和９年４月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

（平１６規８５・追加、平１７規２９・平１８規５９・平１８規１７９・平２０規６５・平２１規５４・平２３規３８・平２６規３３・平２７規２６・令６規３・一部改正）

学部	学科	収容定員	入学定員
文学部	人文社会学科	人 840	人 210
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	988	247
	電気情報物理工学科	1,052	263
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	456	114
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考　入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第２（第１４条、第１５条、第３０条、第３９条、第４０条、第４１条、第４７条関係）

（平１６規８５・追加、平１７規２９・平２６規３３・平２８規６８・一部改正）

区分	検定料	入学料	授業料
学部学生	円	円	円
	入学　17,000	282,000	535,800

	再入学、転入学及び編入学　30,000		
科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	―	―	14,800

備考

1　第１６条第２項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第１段階目の選抜にあっては４，０００円、第２段階目の選抜にあっては１３，０００円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第１段階目の選抜にあっては７，０００円、第２段階目の選抜にあっては２３，０００円とする。ただし、国際学士コース入試における第１段階目の選抜に係る検定料の額は５，０００円とし、第２段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。

2　学部学生の授業料は、年額である。

3　科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、１単位に相当する授業についての額である。

変更事項

（東北大学学部通則（案））

［変更の事由］
令和 9 年度の東北大学医学部医学科の入学定員について、「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」及び「令和 9 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」を踏まえ、12 人の増員を行うため。

［変更点］
医学部医学科の入学定員について、令和 9 年度において 12 人増員し、105 人から 117 人に変更するとともに、これに伴う収容定員の変更を行う。

東北大学学部通則現行改正案対照表（関係部分）

（改　正　案）

目次　　（省　略）

第 1 条
　　（省　略）
第 54 条

附　則　　（省　略）

附　則(平成 21 年 3 月 30 日規第 54 号改正)

1　この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第 1 医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成 21 年度から令和 14 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	800	810	810	791	772	753	734	715
入学定員	135	135	135	116	116	116	116	116

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収容定員	697	698	699	688	677	666	654	642
入学定員	117	117	117	105	105	105	105	105

附　則(令和　年　月　日規第　号改正)

この通則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 1 条関係)

学部	学科	収容定員	入学定員
(省　略)			

（現　　行）

目次　　（同　左）

第 1 条
　　（同　左）
第 54 条

附　則　　（同　左）

附　則(平成 21 年 3 月 30 日規第 54 号改正)

1　この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第 1 医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成 21 年度から令和 13 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	800	810	810	791	772	753	734	715
入学定員	135	135	135	116	116	116	116	116

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収容定員	697	698	687	676	665	654	642
入学定員	117	117	105	105	105	105	105

（同　左）

医学部	医学科	人 630	人 105
	保健学科	576	144
（省　略）			

別表第2　（省　略）

別表第2　（同　左）

○東北大学学位規程

昭和３０年１月１日
制定
改正　昭和３０年７月１日
昭和３１年４月１日
昭和３１年７月２１日
昭和３４年１１月２４日
昭和３５年９月２２日
昭和３６年５月２３日
昭和３７年１０月１６日規第８６号
昭和４２年４月１８日規第２０号
昭和４６年３月２０日規第２２号
昭和４７年４月１８日規第４０号
昭和５０年３月１８日規第１１号
昭和５１年４月２０日規第４０号
昭和５４年１月１６日規第８号
昭和５９年４月１７日規第１６号
昭和６２年４月２１日規第２９号
昭和６２年９月１４日規第６１号
平成元年２月２１日規第１０号
平成３年７月１６日規第５５号
平成４年６月１５日規第４９号
平成５年４月１日規第６６号
平成６年４月１日規第２３号
平成６年９月２０日規第８０号
平成７年３月２０日規第３４号
平成８年３月１９日規第３２号
平成１２年３月２１日規第４３号
平成１３年２月２０日規第９号
平成１４年４月１日規第３７号
平成１５年４月１日規第９号
平成１５年１０月１日規第１４９号
平成１６年４月１日規第８７号
平成１７年４月１日規第３２号
平成１８年４月１日規第５８号
平成２０年３月３１日規第６４号
平成２１年４月１４日規第７６号

平成２２年３月３０日規第３３号
平成２４年３月２６日規第３２号
平成２５年３月２６日規第２４号
平成２５年６月２５日規第９１号
平成２７年３月２３日規第３８号
平成２９年３月２８日規第３９号
平成３０年３月２９日規第５６号
令和８年３月２４日規第６２号

東北大学学位規程

（趣旨）

第１条　学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第１３条第１項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和２７年１２月１８日制定）及び東北大学大学院通則（昭和２８年１１月１６日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（昭３７規８６・昭５０規１１・昭５１規４０・平３規５５・一部改正）

（学位）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

２　学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部　学士（文学）
教育学部　学士（教育学）
法学部　学士（法学）
経済学部　学士（経済学）
理学部　学士（理学）
医学部　学士（医学、看護学又は保健学）
歯学部　学士（歯学）
薬学部　学士（創薬科学、薬学）
工学部　学士（工学）
農学部　学士（農学）

３　修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科　修士（文学）
教育学研究科　修士（教育学又は教育情報学）
法学研究科　修士（法学）
経済学研究科　修士（経済学又は経営学）
理学研究科　修士（理学）
医学系研究科　修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科　修士（口腔科学）
薬学研究科　修士（薬科学）

工学研究科　修士（工学）
農学研究科　修士（農学）
国際文化研究科　修士（国際文化）
情報科学研究科　修士（情報科学）
生命科学研究科　修士（生命科学）
環境科学研究科　修士（環境科学又は災害科学）
医工学研究科　修士（医工学）

4　第４条第１項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科　博士（文学）
教育学研究科　博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科　博士（法学）
経済学研究科　博士（経済学又は経営学）
理学研究科　博士（理学）
医学系研究科　博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
歯学研究科　博士（歯学）
薬学研究科　博士（薬科学又は薬学）
工学研究科　博士（工学）
農学研究科　博士（農学）
国際文化研究科　博士（国際文化）
情報科学研究科　博士（情報科学）
生命科学研究科　博士（生命科学）
環境科学研究科　博士（環境科学又は災害科学）
医工学研究科　博士（医工学）

5　前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

6　第４条第２項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

7　第４条の２の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科　公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科　会計修士（専門職）

（昭３１年7月２１日・昭３６年5月２３日・昭４７規４０・昭５０規１１・平3規５５・平5規６６・平6規２３・平6規８０・平8規３２・平１３規9・平１４規３７・平１５規9・平１５規１４９・平１６規８７・平１７規３２・平１８規５８・平２０規６４・平２２規３３・平２４規３２・平２７規３８・平３０規５６・令8規６２・一部改正）

（学士の学位授与の要件）

第２条の２　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

２　前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

（平３規５５・追加）

（修士の学位授与の要件）

第３条　修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期２年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

（昭５０規１１・全改、昭５１規４０・平３規５５・平１５規９・一部改正）

（博士の学位授与の要件）

第４条　博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

２　前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

（昭３０年７月１日・昭３７規８６・昭４７規４０・一部改正、昭５０規１１・全改、平１７規３２・一部改正）

（専門職学位の学位授与の要件）

第４条の２　専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

（平１６規８７・追加、平１７規３２・一部改正）

（大学院の課程による者の学位論文の提出）

第５条　本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

２　研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

（昭５０規１１・平３規５５・平５規６６・平１２規４３・平１４規３７・平１５規９・平１６規８７・平３０規５６・一部改正）

（大学院の課程を経ない者の学位授与の申請）

第６条　第４条第２項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

２　学位論文審査手数料の額は、１件につき１５０，０００円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成１６年規則第４６号）第２条第１項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成２１年規第２６号）第２条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第６条第２項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、１件につき７５，０００円とする。

３　研究科長は、第１項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を

授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

（昭３１年４月１日・昭３５年９月２０日・昭４２規２０・昭５０規１１・昭５１規４０・昭５９規１６・昭６２規２９・昭６２規６１・平３規５５・平５規６６・平８規３２・平１２規４３・平１４規３７・平１６規８７・平１７規３２・平２１規７６・平２９規３９・平３０規５６・一部改正）

（学位論文）

第７条　第５条第１項及び前条第１項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、１編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

（平３規５５・一部改正）

（学位論文及び学位論文審査手数料の返付）

第８条　受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

（昭５１規４０・昭５９規１６・一部改正）

（審査委員）

第９条　教授会等は、第５条第２項又は第６条第３項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第２条第１項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから２人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

２　教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

３　教授会等は、必要と認めたときは、第１項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

（昭３０年７月１日・昭４６規２２・昭５０規１１・昭６２規６１・平５規６６・平１２規４３・平１４規３７・平１６規８７・平２０規６４・平３０規５６・一部改正）

（審査期間）

第１０条　博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後１年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

（昭３７規８６・昭５０規１１・昭５９規１６・平５規６６・平１２規４３・一部改正）

（面接試験）

第１０条の２　第４条第２項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

（昭３７規８６・追加、昭５０規１１・昭５９規１６・平5規６６・平１２規４３・一部改正）

（最終試験）

第１１条　最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

（昭３７規８６・昭５０規１１・一部改正）

（学力確認の方法）

第１２条　学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

２　学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

（昭３７規８６・全改、昭５０規１１・昭５９規１６・平5規６６・平１２規４３・一部改正）

（審査の省略）

第１２条の２　審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

（昭３７規８６・追加、昭５９規１６・一部改正）

（審査委員の報告）

第１３条　審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

（昭５９規１６・平5規６６・平１２規４３・一部改正）

（学位授与の議決）

第１４条　学位の授与は、教授会等の出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

（昭３０年7月１日・全改、昭４６規２２・昭５９規１６・平5規６６・平１２規４３・平１６規８７・一部改正）

（研究科長の報告）

第１５条　教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

２　教授会等において、第４条第２項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第１２条の２の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

（昭３７規８６・昭５０規１１・平5規６６・平8規３２・平１２規４３・平１４規３７・平３０規５６・一部改正）

（学位の授与）

第１６条　総長は、前条第１項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

２　総長は、前条第２項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

（昭３０年7月１日・全改、昭３７規８６・平8規３２・平２７規３８・一部改正）

（論文要旨等の公表）

第１７条　総長は、前条第１項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

（平２５規９１・追加）

（学位論文の公表）

第１８条　博士の学位を授与された者は、授与された日から１年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

４　第１項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文（博士）」と、第２項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（昭５０規１１・昭５９規１６・平3規５５・平１４規３７・一部改正、平２５規９１・旧第１７条繰下・一部改正、平３０規５６・一部改正）

（学位授与の取消）

第１９条　学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二　学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

２　教授会等において前項の議決を行う場合は、第１４条の規定を準用する。

（昭３７規８６・昭５９規１６・平5規６６・平8規３２・平１２規４３・平１３規9・一部改正、平２５規９１・旧第１８条繰下、平２７規３８・一部改正）

（学位記及び学位授与申請関係書類）

第２０条　学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第１号から別記様式第８号のとおりとする。

（平3規５５・平１７規３２・一部改正、平２５規９１・旧第１９条繰下）

附　則

１　この規程は、昭和３０年1月１日から施行する。ただし、第４条第２項の規定により学位の授

与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程（大正１０年４月４日制定）第１条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

２　東北大学学位規程（大正１０年４月４日制定）は、この規程の施行にかかわらず、昭和３７年３月３１日（医学博士については、昭和３５年３月３１日）までは、なお、効力を有する。

附　則（昭和３０年７月１日改正）

この規程は、昭和３０年７月１日から施行する。

附　則（昭和３１年４月１日改正）

この規程は、昭和３１年４月１日から施行する。

附　則（昭和３１年７月２１日改正）

この規程は、昭和３１年７月２１日から施行する。

附　則（昭和３４年１１月２４日改正）

この規程は、昭和３４年１１月２４日から施行し、昭和３４年８月１日から適用する。

附　則（昭和３５年９月２２日改正）

この規程は、昭和３５年９月２２日から施行し、昭和３５年４月１日から適用する。

附　則（昭和３６年５月２３日改正）

この規程は、昭和３６年５月２３日から施行し、昭和３６年４月１日から適用する。

附　則（昭和３７年１０月１６日規第８６号改正）

１　この規程は、昭和３７年１０月１６日から施行する。

２　この規程施行の際、現に第４条第２項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附　則（昭和４２年４月１８日規第２０号改正）

この規程は、昭和４２年４月１８日から施行し、昭和４２年４月１日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附　則（昭和４６年３月２０日規第２２号改正）

この規程は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則（昭和４７年４月１８日規第４０号改正）

この規程は、昭和４７年４月１８日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和５０年３月１８日規第１１号改正）

改正　昭和５４年１月１６日規第８号

この規程は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５１年４月２０日規第４０号改正）

この規程は、昭和５１年４月２０日から施行し、この規程による改正後の第６条第１項の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（昭和５４年１月１６日規第８号改正）

この規程は、昭和５４年１月１６日から施行する。

附　則（昭和５９年４月１７日規第１６号改正）

この規程は、昭和５９年４月１７日から施行し、この規程による改正後の第６条第１項の規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

附　則（昭和６２年４月２１日規第２９号改正）

この規程は、昭和６２年４月２１日から施行し、この規程による改正後の第６条第１項の規定は、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（昭和６２年９月１４日規第６１号改正）

この規程は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附　則（平成元年２月２１日規第１０号改正）

この規程は、平成元年２月２１日から施行し、平成元年１月８日から適用する。

附　則（平成３年７月１６日規第５５号改正）

この規程は、平成３年７月１６日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成３年７月１０日から適用する。

附　則（平成４年６月１５日規第４９号改正）

この規程は、平成４年６月１５日から施行する。

附　則（平成５年４月１日規第６６号改正）

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月１日規第２３号改正）

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年９月２０日規第８０号改正）

この規程は、平成６年９月２０日から施行する。

附　則（平成７年３月２０日規第３４号改正）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月１９日規第３２号改正）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月２１日規第４３号改正）

１　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

（学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正）

２　学力確認の方法の特例に関する規程（昭和３７年規第８７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成１３年２月２０日規第９号改正）

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年４月１日規第３７号改正）

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年４月１日規第９号改正）

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１０月１日規第１４９号改正）

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年４月１日規第８７号改正）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日規第３２号改正）

この規程は、平成１７年４月１日から施行し、改正後の別記様式第１号から別記様式第５号までの規定は、平成１６年１０月１４日から適用する。

附　則（平成１８年４月１日規第５８号改正）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規第６４号改正）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１４日規第７６号改正）

この規程は、平成２１年４月１４日から施行し、改正後の第６条第２項のただし書の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年３月３０日規第３３号改正）

１　この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２１年度以前に薬学研究科の博士課程の前期２年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第２条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２４年３月２６日規第３２号改正）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２３年度以前に薬学研究科の博士課程の後期３年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第２条第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２５年３月２６日規第２４号改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月２５日規第９１号改正）

１　この規程は、平成２５年６月２５日から施行する。

２　改正後の第１７条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

３　改正後の第１８条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月２３日規第３８号改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２８日規第３９号改正）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２９日規第５６号改正）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成２９年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第２条第３項及び第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この規程による改正前の第５条、第６条第１項及び第３項、第１５条並びに第１８条第２項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成３０年規第５４号）附則第２項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附　則（令和８年３月２４日規第６２号改正）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

○第　　号

Tohoku University

学　位　記

hereby confers upon

氏　　名
年月日生

［氏名］

the Degree of
［学位名］
having completed the prescribed program of the Department of
［学科名］
Faculty(School) of
［学部名］
on ［月］［日］, ［年］

本学○○学部○○学科所定の課程を修め卒業したので学士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

東北大学総長
総長署名　　印

［総長署名］
［総長名］
President,
Tohoku University

別記様式第2号(第3条の規定により授与する学位記の様式)

○修第　　号

Tohoku University

hereby confers upon

［氏名］

the Degree of
［学位名］
having completed the Master's Program in the discipline of
［専攻名］
in the Graduate School of ［研究科名］
on ［月］［日］, ［年］

［総長署名］
［総長名］
President,
Tohoku University

学　位　記

氏　　名
年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程(博士課程の前期2年の課程)を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

東北大学総長
総長署名　　印

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

	○博第　　号
Tohoku University	
hereby confers upon	学　位　記
［氏名］	氏　　名 年月日生
the Degree of ［学位名］	
having passed the prescribed final examination in the discipline of ［専攻名］ and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of ［研究科名］ on ［月］［日］,［年］	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 年　　月　　日
［総長署名］ ［総長名］ President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名　　印

別記様式第3―2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

	○博第　　号
Tohoku University hereby confers upon ［氏名］ the Degree of ［学位名］ having passed the prescribed final examination in the discipline of ［専攻名］ and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of ［研究科名］ and also passed the final examination of the ［△△△△△］ on ［月］［日］,［年］ ［総長署名］ ［総長名］ President, Tohoku University	学　位　記 氏　　名 年月日生 △△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 年　　月　　日 東北大学総長 総長署名　　印

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式)

	○第　　号
Tohoku University	
hereby confers upon	学　位　記
［氏名］	氏　　名 年月日生
the Degree of ［学位名］	
has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements	本学に博士論文を提出し所定の審査に合格したので博士(○○)の学位を授与する
on ［月］［日］, ［年］	年　　月　　日
［総長署名］ ［総長名］ President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名　　印

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

	○専第　　号
Tohoku University hereby confers upon ［氏名］	学　位　記 氏　　名 年月日生
the Degree of ［学位名］ having completed the Professional Degree Program in the discipline of ［専攻名］ in the Graduate School of ［研究科名］ on ［月］［日］,［年］	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○(専門職)の学位を授与する 年　　月　　日
［総長署名］ ［総長名］ President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名　　印

備考　法学研究科総合法制専攻にあっては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号

（第6条第1項の規定による学位申請書の様式）

年　　月　　日

東北大学総長

○○○○　　殿

現住所

氏　名　○　○　○　○㊞

博士の学位授与について（申請）

貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料　　円を添えて、博士（○○）の学位の授与を申請します。

提出論文及び添付書類

1	博士論文	1部
	（ほかに参考論文）	（　　部）
2	履歴書	1部
3	論文目録	1部
4	論文内容要旨	1部

備考　博士（○○）の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。（記入例　博士（文学）、博士（理学））

別記様式第7号

（第6条第1項の規定による論文目録の様式）

論　　文　　目　　録

氏　　名	
博士論文 （　　冊）	

題　　名	公表の方法	公表の年月日

参考論文 題　　名	公表の方法	公表年月日	冊　数

備考

1　論文題名（博士論文、参考論文）が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。

2　論文（博士論文、参考論文）が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。

3　参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号

（第6条第1項の規定による履歴書の様式）

履　　歴　　書

ふりがな		性　別	生　年　月　日
氏　　名		男 ・ 女	年　月　日

本　　籍	現　　住　　所
都道 府県	（郵便番号）

学　歴

年　月　日　　卒業

研究歴

年　月　日

職　歴

年　月　日

備考

1　学歴は、大学卒業以後（大学を卒業していない場合には、最終出身学校）について、学科名又は専攻名までを記入すること。

2　研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

別記様式第１号（第２条の２の規定により授与する学位記の様式）

（平３規５５・追加、平６規２３・平１５規９・一部改正、平１７規３２・全改、平３０規５６・一部改正）

別記様式第２号（第３条の規定により授与する学位記の様式）

（平３規５５・追加、平１４規３７・平１５規９・一部改正、平１７規３２・全改、平３０規５６・一部改正）

別記様式第３号（第４条第１項の規定により授与する学位記の様式）

（平３規５５・追加、平１４規３７・平１５規９・一部改正、平１７規３２・全改、平３０規５６・一部改正）

別記様式第３―２号（第４条第１項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第２条の２に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

（平２５規２４・追加、平２９規３９・平３０規５６・一部改正）

別記様式第４号（第４条第２項の規定により授与する学位記の様式）

（平３規５５・追加、平１５規９・一部改正、平１７規３２・全改、平３０規５６・一部改正）

別記様式第５号（第４条の２の規定により授与する学位記の様式）

（平１６規８７・追加、平１７規３２・全改、平３０規５６・一部改正）

別記様式第６号

（平３規５５・追加、平８規３２・一部改正、平１６規８７・旧別記様式第５号繰下、平２５規９１・一部改正）

別記様式第７号

（平３規５５・追加、平１６規８７・旧別記様式第６号繰下）

別記様式第８号

（平３規５５・追加、平１６規８７・旧別記様式第７号繰下）

○東北大学医学部規程

平成５年４月１日
規第１１６号
改正　平成７年３月１７日規第１６号
平成８年４月１日規第４６号
平成９年３月３１日規第３７号
平成１０年４月１日規第２１号
平成１１年３月１５日規第８号
平成１２年３月１７日規第１３号
平成１３年３月２６日規第３１号
平成１４年４月１日規第６４号
平成１４年５月２４日規第１３３号
平成１５年４月１日規第７０号
平成１５年１０月１日規第１６３号
平成１６年４月１日規第２１５号
平成１７年１２月２７日規第１８６号
平成１９年３月１３日規第２１号
平成２２年３月１５日規第１４号
平成２３年１０月１１日規第８７号
平成２７年３月２３日規第２８号
令和３年７月１３日規第８０号
令和４年１月１１日規第１号
令和４年３月８日規第１３号
令和５年３月２９日規第６３号
令和６年１月３０日規第１０号

東北大学医学部（専門）規程（昭和３２年４月２２日制定）の全部を改正する。

東北大学医学部規程

目次

第１章　総則（第１条―第２条の３）
第２章　入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第３条―第７条の２）
第３章　教育課程の編成（第８条）
第４章　全学教育科目の授業、履修方法、試験等（第９条）
第５章　専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第１０条―第１９条）
第６章　他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第２０条―第２１条）
第６章の２　大学以外の教育施設等における学修（第２２条・第２２条の２）
第７章　進級及び卒業（第２３条）
第８章　科目等履修生（第２４条―第２８条）

第９章　特別聴講学生（第２９条）

附則

第１章　総則

第１条　東北大学医学部（以下「本学部」という。）における、入学、再入学、転学部、転入学、編入学、授業、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和２７年１２月１８日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか、この規程による。ただし、医学部長（以下「学部長」という。）は、必要に応じ教授会の議を経て特例を定めることができる。

第１条の２　本学部は、医学教育により、真理を探究する姿勢を育み、科学的根拠に基づく医学及び医療技術を実践し、病める人の立場になって優れた倫理観及び温かい人間性を持って対応のできる医師、医療技術者及び研究者を育成することを目的とする。

第２条　本学部に、次の学科を置く。

医学科

保健学科

２　保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

第２条の２　医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

２　保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専攻	目的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

第２条の３　学生の在学年限は、次のとおりとする。

医学科　９年

保健学科　６年

第２章　入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

第３条　入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。
第４条　本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。
第５条　本学部に転学部、転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。
第６条　前二条の規定により再入学、転学部、転入学又は編入学を許可された者の修得単位数、履修方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。
第７条　本学、他の大学又は外国の大学を卒業し、又は中途退学した者で、医学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものと認めることがある。
２　前項の規定により医学科において修得したものと認めることができる授業科目は、全学教育科目の展開科目及び共通科目とし、単位数は、合わせて３５単位までとする。
３　第１項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。
第７条の２　本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、保健学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科において修得したものと認めることがある。
２　前項の規定により保健学科において修得したものと認めることができる単位数は、第２１条第２項、第２２条第２項及び第２２条の２第１項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて６０単位を限度とする。
３　第１項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第３章　教育課程の編成

第８条　本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。
一　全学教育科目
二　専門教育科目

第４章　全学教育科目の授業、履修方法、試験等

第９条　全学教育科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成５年規第９１号。以下「全学教育科目等規程」という。）第３条の定めるところによる。
２　前項の授業科目の履修方法、単位の計算、履修手続、試験等及び成績区分については、全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところによる。
３　第１項の授業科目のうち通則第２４条第２項に定める主要授業科目（以下単に「主要授業科目」という。）となる授業科目については、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところによる。

第５章　専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第１０条　医学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。
２　医学科における専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は、別に定める。
３　保健学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。
４　保健学科における専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は、別に定める。
第１０条の２　保健学科の学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。
第１１条　学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。この場合には、履修しようとする学部の手続によらなければならない。
第１２条　他の学部の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、担当教員及び学部長の許可を得て、授業科目を履修することができる。
第１３条　学生は、病気その他の理由により、７日以上授業に出席することができないときは、欠席届を学部長に提出しなければならない。
第１４条　授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
２　試験等は、所定の時期に行う。
３　当該授業科目を履修した者でなければ、試験等を受けることができない。
第１５条　病気その他の正当な理由により、試験等を受けることができない者は、理由を具して、学部長に届け出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
第１６条　第１４条の試験等で不合格の者及び前条の理由により試験等を受けなかった者は、それぞれ再試験等又は追試験等を受けることができる。
第１７条　第１５条の手続をとらないで試験等に欠席した者に対しては、追試験等を行わない。
第１８条　各授業科目の成績は、１００点を満点とし、６０点以上を合格とする。
第１９条　試験等についての詳細は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第６章　他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第２０条　保健学科において、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。
第２０条の２　医学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。
２　保健学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）に留学することができる。
第２１条　前条第１項の規定により医学科の学生が留学して得た修学の成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものとみなすことがある。
２　第２０条及び前条第２項の規定により保健学科の学生が履修した授業科目について修得した単位及び留学して得た修学の成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科

において修得したものとみなし、その単位数は、第７条の２第１項、次条第２項及び第２２条の２第１項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて６０単位を限度とする。

第６章の２　大学以外の教育施設等における学修

第２２条　医学科の学生が行う学修のうち文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、医学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

２　保健学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

３　前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第７条の２第１項、第２１条第２項及び次条第１項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて６０単位を限度とする。

第２２条の２　入学する前に学生が行った前条第１項に規定する学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

２　前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第７条の２第１項、第２１条第２項及び前条第２項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて６０単位を限度とする。

第７章　進級及び卒業

第２３条　医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、３年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

２　前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかった者について、進級を認めることがある。

３　保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、１年次及び２年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合にあっては３年次進級者と、３年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験等に合格した場合にあっては４年次進級者と認定する。この場合において、３年次への進級については、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところにより、所定の全学教育科目を修得していなければならない。

４　医学科の学生が、本学部を卒業するためには、６年以上在学し、全学教育科目から３９単位以上及び専門教育科目から１７８．５単位以上の計２１７．５単位以上修得しなければならない。

５　保健学科の学生が、本学部を卒業するためには、４年以上在学し、別表に掲げるところにより全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得しなければならない。

６　前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

第８章　科目等履修生

第２４条　特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合の入学資格等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第２５条　科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て学部長に願い出なければならない。
第２６条　科目等履修生は、履修した授業科目について試験等を受けて単位を修得することができる。
第２７条　科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、担当教員の認定により学部長の単位修得証明書を交付することがある。
第２８条　この章に規定するもののほか、科目等履修生には、学生の規定を準用する。

第９章　特別聴講学生

第２９条　他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学又は外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。
２　特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成５年４月１日から施行する。
２　平成５年３月３１日において現に本学部専門課程に在学する者及び平成５年４月１日以降において本学部専門課程に進学する者（以下「在学者」という。）並びに平成５年４月１日以降に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学又は編入学する者の進級、教育課程、履修方法、卒業の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月１７日規第１６号改正）

１　この規程は、平成７年４月１日から施行する。
２　平成６年度以前に入学した者（平成７年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の教育課程、履修方法、卒業の要件等については、改正後の東北大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成８年４月１日規第４６号改正）

１　この規程は、平成８年４月１日から施行する。
２　平成７年度以前に入学した者（平成８年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月３１日規第３７号改正）

１　この規程は、平成９年４月１日から施行する。
２　平成８年度以前に入学した者（平成９年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１０年４月１日規第２１号改正）

１　この規程は、平成１０年４月１日から施行する。
２　平成９年度以前に入学した者（平成１０年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１１年３月１５日規第８号改正）

1　この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１０年度以前に入学した者（平成１１年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１２年３月１７日規第１３号改正）

1　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

2　改正後の第２条の規定にかかわらず、平成１１年度以前に入学した者の在学年限は１２年とする。

3　平成１１年度以前に入学した者（平成１２年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１３年３月２６日規第３１号改正）

1　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１２年度以前に入学した者の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成１２年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の進級の認定、授業科目、毎週授業時間数及び単位数については、改正後の第２３条第２項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１４年４月１日規第６４号改正）

1　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

2　平成１３年度以前に入学した者（平成１４年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位及び進級の認定、授業科目、毎週授業時間数並びに単位数については、改正後の第７条第２項、第２３条第２項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１４年５月２４日規第１３３号改正）

この規程は、平成１４年５月２４日から施行し、改正後の別表備考２の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年４月１日規第７０号改正）

1　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

2　平成１４年度以前に入学した者（平成１５年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１５年１０月１日規第１６３号改正）

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年４月１日規第２１５号改正）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２７日規第１８６号改正）抄

1　この規程は、平成１８年1月１日から施行する。

附　則（平成１９年3月１３日規第２１号改正）

この規程は、平成１９年4月１日から施行する。

附　則（平成２２年3月１５日規第１４号改正）

1　この規程は、平成２２年4月１日から施行する。

2　平成２２年3月３１日において現に保健学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２２年4月１日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る在学年限については、改正後の第2条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成２１年度以前に医学科に入学した者（平成２２年4月１日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、改正後の第２３条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１０月１１日規第８７号改正）

この規程は、平成２４年4月１日から施行する。

附　則（平成２７年3月２３日規第２８号改正）

この規程は、平成２７年4月１日から施行する。

附　則（令和3年7月１３日規第８０号改正）

1　この規程は、令和4年4月１日から施行する。

2　令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の進級の要件については、改正後の第２３条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和4年1月１１日規第1号改正）

この規程は、令和4年1月１１日から施行する。

附　則（令和4年3月8日規第１３号改正）

1　この規程は、令和4年4月１日から施行する。

2　令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の卒業の要件については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和5年3月２９日規第６３号改正）

1　この規程は、令和5年4月１日から施行する。

2　令和4年度以前に医学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の卒業の要件については、改正後の第２３条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和6年1月３０日規第１０号改正）

この規程は、令和6年4月１日から施行し、改正後の第２３条第4項の規定は、令和5年度の入学者から適用する。

別表

卒業に必要な単位数

専攻	全学教育科目	専門教育科目	計
看護学専攻	40	105	145

放射線技術科学専攻	42	94	136
検査技術科学専攻	38	89	127

○東北大学医学部医学科履修内規

平成１７年１２月２７日
制定
改正　平成１９年３月１５日
平成２０年３月２６日
平成２１年２月２７日
平成２３年１月２６日
平成２５年３月１３日
平成２９年３月２７日
平成３０年２月２７日
平成３１年２月１３日
令和２年２月１７日
令和３年３月１日
令和４年２月２８日
令和５年１月１８日
令和５年２月２７日
令和６年１月３０日
令和７年２月１２日
令和８年２月１２日

東北大学医学部医学科履修内規

（趣旨）

第１条　この内規は、東北大学医学部規程（平成５年規第１１６号。以下「規程」という。）第９条第２項及び第１０条第１項の規定に基づき、東北大学医学部医学科（以下「本学科」という。）における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定め、並びに規程第９条第３項及び第１０条第２項の規定に基づき、本学科における全学教育科目及び専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目について定めるものとする。

（授業科目、単位数及び履修方法並びに主要授業科目）

第２条　本学科における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法並びに全学教育科目及び専門教育科目のうち主要授業科目となる授業科目は別表による。

附　則

１　この内規は、平成１８年１月１日から施行する。

２　平成１３年度以前に入学した者（平成１４年４月１日に２年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、単位数及び履修方法については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目、単位数及び履修方法とする。

附　則（平成１９年３月１５日改正）

この内規は、平成１９年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１９年度入学者から適用する。

附　則（平成２０年３月２６日改正）

この内規は、平成２０年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２０年度入学者から適用する。

附　則（平成２１年２月２７日改正）

この内規は、平成２１年４月１日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項及び同表共通科目初修語の項の規定は、平成２１年度入学者から適用する。

附　則（平成２３年１月２６日改正）

この内規は、平成２３年４月１日から施行し、改正後の別表展開科目自然科学生命科学Cの項の規定は、平成２３年度入学者から適用する。

附　則（平成２５年３月１３日改正）

この内規は、平成２５年４月１日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項の規定は、平成２４年度入学者から適用する。

附　則（平成２９年３月２７日改正）

この内規は、平成２９年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２９年度入学者から適用する。

附　則（平成３０年２月２７日改正）

この内規は、平成３０年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成３０年度入学者から適用する。

附　則（平成３１年２月１３日改正）

この内規は、平成３１年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成３１年度入学者から適用する。

附　則（令和２年２月１７日改正）

この内規は、令和２年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和２年度入学者から適用する。

附　則（令和３年３月１日改正）

この内規は、令和３年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和３年度入学者から適用する。

附　則（令和４年２月２８日改正）

この内規は、令和４年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和４年度入学者から適用する。

附　則（令和５年１月１８日改正）

この内規は、令和５年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和５年度入学者から適用する。

附　則（令和５年２月２７日改正）

この内規は、令和５年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和５年度入学者から適用する。

附　則（令和６年１月３０日改正）

この内規は、令和６年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和６年度入学者から適用する。

附　則（令和７年２月１２日改正）

この内規は、令和７年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和７年度入学者から適用する。

附　則（令和８年２月１２日改正）

この内規は、令和８年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和８年度入学者から適用する。

別表

全学教育科目

類	群	授業科目	主要授業科目	単位数	必修単位	修得すべき単位数	備考
基盤科目	学問論	学問論	○	2	2		
		学問論演習		1			
	人文科学	論理学	○	2	2		
		哲学	○	2			
		倫理学	○	2			
		文学	○	2			
		宗教学	○	2			
		芸術	○	2			
		教育学	○	2			
		歴史学	○	2			
		言語学・日本語科学	○	2			
		心理学	○	2			
		文化人類学	○	2			
		社会学	○	2			
	社会科学	経済と社会	○	2	2		
		日本国憲法	○	2			
		法学	○	2			
		政治学	○	2			
		情報社会の政治・経済	○	2			
		法・政治と社会	○	2			

	自然科学	数学	線形代数学入門		2			
			線形代数学概論		2			
			解析学入門		2			
			解析学概論		2			
			数理統計学入門		2			
			数理統計学概論		2			
		物理学	物理学概論Ⅰ		2			
			物理学概論Ⅱ		2			
		化学	化学概論		2			
		生物学	生命科学入門		2			
		宇宙地球科学	天文学概論		2			
			地球環境科学概論		2			
			地理学概論		2			
	学際科目	社会	インクルージョン社会		2			
		エネルギー	エネルギーや資源と持続可能性		2			
		生命	生命と自然		2			
		環境	自然と環境		2			
		情報	情報と人間・社会		2			
			東北アジア地域研究入門		2			
		融合型理科実験	自然科学総合実験	○	2	2		
		保健体育（実技）	スポーツA	○	1	1		
			スポーツB		1			
		保健体育（講義）	体と健康		2			
			身体の文化と科学		2			

先進科目	現代素養科目	情報教育	情報とデータの基礎	○	2	2		
			データ科学・AI概論		2			
			機械学習アルゴリズム概論		2			
			実践的機械学習Ⅰ		2			
			実践的機械学習Ⅱ		2			
			情報教育特別講義		2			（開講する授業科目は毎年定める）
		国際教育	国際事情		2			
			国際教養PBL		2			
			国際教養特定課題		2			
			文化理解		2			
			文化と社会の探求		2			
			多文化間コミュニケーション		2			
			多文化PBL		2			
			多文化特定課題		2			
			グローバル学習		2			
			キャリア関連学習		2			
			グローバルPBL		2			
			グローバル特定課題		2			
			海外長期研修		1～6			
			海外短期研修		1			

			（基礎A）					
			海外短期研修（基礎B）		2			
			海外短期研修（展開A）		1			
			海外短期研修（展開B）		2			
			海外短期研修（発展A）		1			
			海外短期研修（発展B）		2			
		キャリア教育	アントレプレナー入門塾		2			
			未来デザイン思考ワークショップ		2			
			ライフ・キャリアデザインA		2			
			ライフ・キャリアデザインB		2			
			汎用的技能ワークショップ		2			
			バリューディスカバリー演習		2			
			バリューデザインⅠ		2			
			バリューデザインⅡ		2			
			キャリア実習A		1			
			キャリア実習B		2			
			キャリア教育特別講義		2			
	先端学術	カレント・ト			0.5			（開講する授

		ピックス科目			～2			業科目は毎年定める）
		フロンティア科目			2			（開講する授業科目は毎年定める）
言語科目	外国語	英語	英語Ⅰ―A	○	1	1		
			英語Ⅰ―B	○	1	1		
			英語Ⅱ―A	○	1	1		
			英語Ⅱ―B	○	1	1		
			英語Ⅲ	○	1	1		
			英語Ⅲ（e―learning）	○	1	1		
		初修語	基礎ドイツ語Ⅰ	○	2	4		左記授業科目中、同一外国語の基礎Ⅰ・Ⅱの授業科目を履修すること
			基礎ドイツ語Ⅱ	○	2			
			展開ドイツ語Ⅰ		2			
			展開ドイツ語Ⅱ		2			
			基礎フランス語Ⅰ	○	2			
			基礎フランス語Ⅱ	○	2			
			展開フランス語Ⅰ		2			
			展開フランス語Ⅱ		2			
			実践フランス語Ⅰ		2			
			実践フランス語Ⅱ		2			
			基礎ロシア語Ⅰ	○	2			
			基礎ロシア語Ⅱ	○	2			

			展開ロシア語Ⅰ		2			
			展開ロシア語Ⅱ		2			
			基礎スペイン語Ⅰ	○	2			
			基礎スペイン語Ⅱ	○	2			
			展開スペイン語Ⅰ		2			
			展開スペイン語Ⅱ		2			
			実践スペイン語Ⅰ		2			
			実践スペイン語Ⅱ		2			
			基礎中国語Ⅰ	○	2			
			基礎中国語Ⅱ	○	2			
			展開中国語Ⅰ		2			
			展開中国語Ⅱ		2			
			基礎朝鮮語Ⅰ	○	2			
			基礎朝鮮語Ⅱ	○	2			
			展開朝鮮語Ⅰ		2			
			展開朝鮮語Ⅱ		2			
		諸外国語	ギリシア語Ⅰ		2			
			ギリシア語Ⅱ		2			
			サンスクリット語Ⅰ		2			
			サンスクリット語Ⅱ		2			
			ラテン語Ⅰ		2			
			ラテン語Ⅱ		2			
			イタリア語Ⅰ		2			
			イタリア語Ⅱ		2			
			チェコ語Ⅰ		2			
			チェコ語Ⅱ		2			

			アラビア語Ⅰ		2			
			アラビア語Ⅱ		2			
	日本語		日本語A		1			外国人留学生のための科目
			日本語B		1			
			日本語C		1			
			日本語D		1			
			日本語E		1			
			日本語F		1			
			日本語G		1			
			日本語H		1			
			日本語I		1			
			日本語J		1			
学術基礎科目	基礎人文科学		（学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成）		2			
	基礎社会科学		（学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成）		2			
	基礎数学		線形代数学A		2			
			線形代数学B		2			
			解析学A		2			
			解析学B		2			
			常微分方程式論		2			
			複素関数論		2			
			数理統計学		2			
	基礎物理学		基礎物理数学		2			
	基礎化学		化学A		2			
			化学B		2			
			化学C		2			
	基礎生物学		生命科学A		2			
			生命科学B	○	2	2		
			生命科学C	○	2	2		
	基礎宇宙地球科学		地球システム		2			

		科学					
		地球物質科学		2			
		地理学		2			
		天文学		2			
		地球惑星物理学		2			
				計	25	39	

備考

1　全学教育科目は合計５５単位まで修得することができる。（上限単位）

2　学問論演習は履修することが望ましい。学問論演習の単位は卒業に必要な単位数に１単位まで含めることができる。

3　外国人留学生については、外国語の初修語として、日本語の単位を計４単位まで含めることができる。

4　本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。

5　授業科目の配当セメスター及び内容については毎年度定める。

専門教育科目

区分	授業科目	主要授業科目	単位数	必修	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
基礎医学	解剖学・生理学序説	○	0.5	0.5	○						
	肉眼解剖学	○	5	5		○					
	発生学	○	1	1		○					
	組織学	○	3	3		○					
	脳解剖学	○	1	1		○					
	医化学	○	4	4	○						
	医化学実習	○	1	1		○					
	遺伝学	○	1	1	○						
	生理学	○	5	5		○					
	薬理学	○	2	2		○					
	臨床薬理学	○	0.5	0.5			○				
	免疫学	○	2	2	○						
	微生物学	○	4	4		○					
	生体機能学実習	○	1	1		○					
	病理学Ⅰ講義および実習	○	2	2		○					
	病理学Ⅱ講義およ	○	4	4			○				

	び実習										
	衛生学	○	2	2			○				
	公衆衛生学	○	3	3			○				
	法医学	○	2	2			○	○			
	医の倫理学・社会学	○	1	1			○				
	基礎医学修練	○	15	15			○				
	特別講義	○	0.5	0.5			○				講義題目は毎年度定める
	基礎医学実験	○	1			○					選択科目
臨床医学	地域医療体験実習	○	0.5	0.5	○						
	臨床修練前準備実習	○	2	2				○			
	循環器ブロック	○	2	2				○			
	呼吸器ブロック	○	2	2				○			
	消化器ブロック	○	3	3				○			
	神経ブロック	○	3	3				○			
	血液・免疫・アレルギー・感染症ブロック	○	2	2				○			
	内分泌・代謝・腎・泌尿器ブロック	○	4	4				○			
	精神・心理・行動ブロック	○	3	3				○			
	運動器・形成ブロック	○	2	2				○			
	生殖・女性ブロック	○	2	2				○			
	感覚器・皮膚ブロック	○	4	4				○			
	臨床腫瘍ブロック	○	2	2				○			
	外科・麻酔・救急・輸血ブロック	○	3	3				○			
	小児・遺伝・加齢・老年ブロック	○	4	4				○			
	画像診断学	○	2	2				○			
	社会医学合同講義	○	2	2				○			

	症候学チュートリアル	○	3	3				○			
	臨床推論・EBM・医療統計	○	1	1				○			
	臨床修練	○	38	38				○	○		
	地域医療実習	○	1	1				○	○		
	卒前最終講義	○	1	1						○	
医学･医療入門／行動科学		○	6	6	○						
医学研究PBL		○	0.5	0.5		○					
医学専門英語		○	2	2			○				
高次臨床修練		○	23	23					○	○	
計			179.5	178.5							

備考

1　本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。

2　授業科目の配置される学年は、変更されることがある。